



農機具損害共済 のつきくん



NOSAI は新品価格で最後まで補償します。

新品で購入された農機具は、耐用年数(7年)経過後も新品価格で補償できます。
※中古農機具は、購入された価格が加入の限度額となります。

加入はいつでも1台あたり **10万円～2,000万円まで**

新品価格で補償!

新品価格	500万円
加入限度額	500万円
掛金	25,000円

■総合共済の掛金(年額) ※6等級の場合

補償金額	100万円	200万円	300万円	500万円	1,000万円
掛金	5,000円	10,000円	15,000円	25,000円	50,000円
掛金(地震特約有)※	5,938円	11,876円	17,814円	29,690円	59,380円

※地震等担保特約…地震・噴火・津波による損害について加入金額の50%を限度としてお支払いします。ただし損害割合が5%以上となった場合に限りです。

■火災共済の掛金(年額)

補償金額	100万円	200万円	300万円	500万円	1,000万円
掛金	1,000円	2,000円	3,000円	5,000円	10,000円

加入できる農機具の範囲

トラクター、田植機、防除機、バインダー、コンバインなどほとんどの農機具が加入できます。
ただし、軽トラックなどの自動車は火災共済に限りです。

※ジョイント・カプラはアタッチメント側の加入になります。

農機具を入替したときなどは、**NOSAI** へご連絡ください。
すみやかに届出をしないと、共済金をお支払いできませんので、ご注意ください。

事故に伴う修理に必要な費用はまるごと補償

対象は **部品代 + 工賃 + 引上げ・引起し料 + 運搬費**

- 罹災された場合、**1年以内に損害を復旧することが条件です**。復旧されない場合、時価額払いとなります。
 - 消耗品のみの損害は共済金をお支払いできません。
 - 事故内容に応じての免責やお支払いできない損害があります。
- ※詳しくは裏面をご参照ください。

無事故割引・有事故割増制度

等級は**総合共済の農機具1台ごと**に適用されます。

新規の農機具は、基本等級=6等級です。

割増対象事故が発生し共済金がお支払されると翌年度掛金が増額されます。

2年間共済金の支払いがない場合は、翌年度の掛金が減額されます。

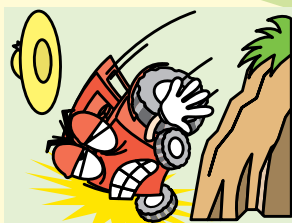
掛金=補償金額1万円当たりの単価(円)

等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級
掛金	200	160	130	100	70	50	49	47	45	45

1/1～12/31までの**共済金支払状況**を**翌年4/1～3/31**の**契約**に反映させます。

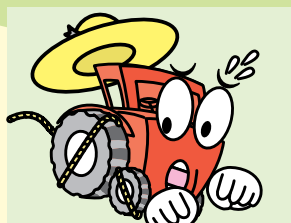
ワイドな補償の

総合共済



墜落・転覆

圃場へ移動中、土手に転落しエンジン、ボンネットを損傷した。



異物の巻き込み

耕うん中にロータリーがロープを巻き込み、ロータリーのチェーンケース部を損傷する。



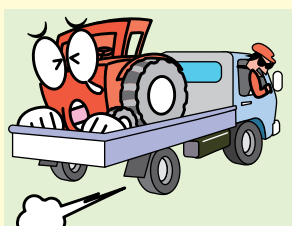
衝突・接触

農道脇の木に接触しフロントカバー、ライト類を損傷した。



風水害

台風で水没し、エンジンセルモータを損傷した。



盗難による盗取・き損

自宅敷地内格納庫に置いていたトラクターが盗難の被害に遭う。

※ **火災共済** の対象事故に加え、自然災害や接触等の事故も補償の対象になります。

※ **地震・津波・噴火** による損傷は **地震特約** へ加入することで補償の対象になります。

負担の少ない

火災共済



火災

納屋火災により格納中のトラクターが全焼した。



物体の落下・飛来

走行中に落石により、キャビンガラスを損傷した。



鳥獣害

倉庫に格納中、ネズミに食害され電気回線を損傷した。

※このほかに **落雷** **破裂・爆発** が対象になります。

重要事項

免責とは

次の事故原因や手続きによって、支払共済金が減額されることをいいます。

免責事由	免責割合
●稼動状況	10%~50%
●管理不適切	10%~80%
●単品損害	50%
●事故回数 (2回目)	30%
(同一機体で1年以内) (に2回以上の事故)	(3回目以上) 60%
●事故発生通知の遅延(14日以上)	10%~100%

単品損害

・クローラのみ

(チェーン張り・スプロケット・転輪・アイドラー等の附属部品を含む)

・タイヤのみ

・レシプロ刃のみ(一式交換)*

*レシプロ刃とは、往復運動を行う刃のことで、コンバイン刃や茶の刈取機、摘採機などが該当します。(その他の刃のみの損害は、支払対象外になります。)

・収穫機のスキサキ・側板・コンベア部

■共済金をお支払いできない損害

- 共済事故以外の原因によって発生した損害
- 作業目的物(ロータリーの異常負荷やコンバインのワラ詰まりなど)による損害
- 故障(偶然な外部からの事故を直接の原因としない機械的又は電気的な損害)によって発生した損害
- 凍結による損害
- 農作業以外の使用目的による損害
- 地震、噴火及び津波による損害(地震特約を付加した場合を除く)
- 故意もしくは重大な過失による損害
- 事故通知の遅れや修理後の申告などで損害の確認ができない場合
- 法令違反(無免許、飲酒、無灯火、積載量超過など)による損害
- 戦争、革命、内乱及び暴動等による損害
- 核燃料物質の放射性、爆発性等による損害
- 新調価額の5%又は1万円のいずれか少ない額に満たない損害
- 第三者行為(いたずらなど)による損害
- 欠陥、金属疲労、常時ごすれによる損耗、摩滅、さび、その他自然消耗が原因による損害
- 消耗品のみに発生した損害

・シャフトの溝のつぶれ
・軸継手のすり減り、ガタつき
・揺動部の損傷
・チェーンの摩耗、剥離
・転輪の摩耗、消耗
・ラジエーターの腐食
・オイルシールの摩滅、消耗
・タイヤ、クローラすり減り

・刃、歯、爪類
・オイル、 그리스、不凍液類
・エレメント、フィルター類
・ベルト類、ワイヤー、ケーブル類
・チェーン類、パイプ、ホース類
・電球類、ローラ類
・ヒューズ、点火プラグ類
・ボルト、ナット、ピン類
・タイン類、受網類
・掻き込みホイル類
・尾輪類、苗寄せ台摺動部
・ゴム類(タイヤ・クローラは除く)
・ベアリング類
・オイルシール類
・樹脂板
・カバー(プラスチック、布製など)類
・ロータリー巻きつけ防止棒類
・洗浄機ブラシ類
・その他消耗品と思われるもの

◆ お問い合わせはお気軽に最寄りの **NOSAI** へ。

NOSAI 宮崎

本所	TEL.0985-27-4288
中部センター (宮崎市・国富町・綾町)	TEL.0985-75-2074
南那珂センター (日南市・串間市)	TEL.0987-21-9171
児湯センター (西都市・児湯郡)	TEL.0983-21-6166

都城センター (都城市・三股町)	
西諸センター (小林市・えびの市・高原町)	
北部センター (延岡市)	
日向支所 (日向市・門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村)	
西臼杵支所 (高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町)	

TEL.0986-22-1042

TEL.0984-48-7777

TEL.0982-41-0201

TEL.0982-57-2880

TEL.0982-72-4105

